



全日三重

Vol-266
2016.7.19

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 10-16

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833
<http://mie.zennichi.or.jp/>

伊賀市と空き家バンク制度施行に伴う媒介等の協定締結

本部長 東辻 広行

今般、平成28年7月1日付で伊賀市と「空き家バンク制度施行に伴う媒介等の協定」を締結いたしましたのでお知らせいたします。

追って、空き家バンク制度に媒介協力業者としてご登録いただける会員様の募集を行いますので、協定の趣旨をご理解のうえ、ぜひご協力をお願い申し上げます。

土砂災害特別警戒区域等の指定について

三重県県土整備部

今般、鳥羽市、志摩市ならびに多気郡多気町において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害特別警戒区域等が下記のとおり指定されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

- 指 定 地 区: ①鳥羽市浦村町、石鏡町
 ②志摩市志摩町越賀
 ③多気郡多気町津田地区

指 定 年 月 日: 平成28年6月21日

- 告 示 番 号: ①三重県告示 第418号、421号
 ②三重県告示 第419号、422号
 ③三重県告示 第420号、423号

※県広報及び指定区域の詳細については次のリンク先をご参照ください。

- 県 広 報 <http://www.pref.mie.lg.jp/PDF2/KENKOH0/H28/T-H280621-2811.pdf>
 □指定区域図など <http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284.htm>

設計・工事管理の適正な契約締結について

国土交通省住宅局

昨年6月25日より改正建築士法が施行され、下記が新たに規定されております。設計・工事監理の適正な契約締結にご理解、ご協力を改めてお願いいたします。

- 延べ面積 300 m²を超える建築物の設計・工事管理業務の委託契約にあたっては、書面により契約締結しなければならない。
300 m²以下の建築物については、法律上の義務はありませんが、トラブル防止のためにも書面による契約締結が望ましいです。
- 国土交通省の定める報酬基準に準拠した適正な委託料金での契約締結、および建築士事務所が設計等に係る損害賠償保険契約等の措置を講じるよう努めなければならない。
設計・工事監理の業務報酬基準が定められています(平成21年国土交通省告示第15号)ので積極的に活用ください。
- 設計等の業務を受託した建築士事務所から他の建築事務所への一括再委託(いわゆる丸投げ)を禁止(延べ面積 300 m²を超える建築物に限る)。

●退会会員のお知らせ

退会日	免許番号	商 号	代表者
28. 6. 1	(1)3231	㈱げんき工房	河村 朝彦
28. 6. 6	(1)3249	㈱ラヴィハウス	恒松 雅克

事務局よりご連絡

7月21日(木)の午後3時~午後5時の間で30分間ほど、電話工事のため電話・FAXが繋がりにません。ご迷惑をおかけしますが、よろしく申し上げます。